

## 消費者教育推進計画(案)の概要

<p><b>【消費者教育とは】</b></p> <p>次のような消費者を育成することを行なう、知識・情報の普及啓発活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>自立する消費者</b>（合理的意思決定ができる、被害を防ぐことができる消費者）</li> <li>・<b>消費者市民社会の形成に寄与する消費者</b>（自らの消費行動が社会や環境に影響を与えることを理解して行動できる消費者）</li> </ul>	<p><b>【消費者教育推進計画の位置付け】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育の推進に関する法律（H24.8.22 公布 H24.12.13 施行）法第10条に基づく、都道府県区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画。</li> <li>○計画策定は努力義務</li> <li>○消費者庁では、全都道府県での策定を目標としている。（H28.10 現在 41 都道府県）</li> </ul>	<p><b>【消費生活基本計画（既存計画）との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年4月に策定した「第2次千葉県消費生活基本計画（計画期間 H26～H30）」において、消費者教育は重点課題の一つ。これに基づき、出前講座や教員向け研修等を実施。</li> <li>○ しかしながら、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者安全の確保や持続可能な社会の形成に向けて、消費者教育の一層の推進が必要となった。</li> <li>○ そこで、消費者教育に関し、当面重点的に取り組むべき事項を「消費者教育推進計画（＝法定計画）」として策定し、従来の消費者教育関連取組と合わせて推進することにより、消費者教育のより一層の充実を図る。</li> <li>○ なお、消費者教育推進計画は、基本計画の別冊として位置付け、計画期間は平成30年度までの2年間とし、基本計画の次回改正時に一体化する。</li> </ul>
---	---	--

